

地域ぐるみの生息環境管理支援事業

イノシシなどの野生鳥獣対策は、わな等による「捕獲」や柵による「防除」とあわせて潜み場となるヤブの刈払いや鳥獣を誘引する放任果実・果樹の除去・伐採などの「生息環境管理」を行うことが重要であり、それにより捕獲効率や防除効果がより高まります。

福岡市鳥獣被害対策協議会（市、JA、猟友会等で組織）では、地域主体で行う「地域ぐるみの生息環境管理」の取組みに助成金を交付します。

ご興味のある方は、下枠のお問合せ先にご連絡をお願いします。

【助成対象】

- 自治協議会、自治会（町内会）、農事組合等の地域団体が主体で行う取組みであること
- 市内の農地等の野生鳥獣による被害防止を図る取組みであること
- 刈払い等を実施する土地所有者の同意があること

対象となる取組み	対象となる経費
○雑木林刈払い（潜み場又は獣道となっている耕作放棄地や雑木林の刈払い等）	○人件費（賃金、謝礼金等）
○放任果実・果樹の除去・伐採（有害鳥獣のエサとして誘引原因となる廃棄果実の除去や管理されていない果樹の伐採等）	○事務用品、資材費
○緩衝帯整備（林地と農地間に開けた場所を作る整備等）	○借上料及び燃料代（測量器材、刈払機、重機、車両の借料等）
	○処分代（伐採樹木の搬出、処分等）
	○請負施工経費（業者への委託等、但し業者委託の場合は 3/4 助成）

×農業者が行う農地の管理や水利組合が行う水路の管理、環境美化を目的として地域で行う草刈り等 野生鳥獣による被害防止を図る取組みでないものは対象外

【補助上限】 20万円



【お問合せ先】

福岡市鳥獣被害対策協議会事務局 担当：荒木

（福岡市農林水産局農業振興・イノシシ等対策担当）

電話：092-711-4852 FAX：092-733-5583

E-MAIL：n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

作業単価（人件費）

○作業単価は、実施年度の属する「公共工事設計労務単価表」及び「福岡県の最低賃金」を基準とする。

○下記のA～Dから該当する項目を選定し、従事者名簿の「作業単価」に記載

○申請書類等により総合的に判断し、市協議会にて決定

項目	種別	事例
A	軽作業員 (人力による軽易な作業)	<ul style="list-style-type: none">・機械等を伴わない作業・現場内の小運搬・補助的役割
B	普通作業員 (普通の技能及び肉体的条件を有するもの)	<ul style="list-style-type: none">・人力による資機材等の積込、運搬、片付け、設置
C	特殊作業員 (相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有するもの)	<ul style="list-style-type: none">・動力草刈り機を伴う作業・運転又は操作を伴う作業
D	事務作業員 (直接的な作業は伴わず調整等を行うもの)	<ul style="list-style-type: none">・事務連絡、調整、書類作成

※上記に該当しないものは、市協議会と協議の上決定します。